

宿泊約款

第 1 条（適用範囲）

1. 当貸別荘が宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとします。
2. 当貸別荘が法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとします。

第 2 条（宿泊契約の申込み）

1. 当貸別荘に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当貸別荘に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日および到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として当ウェブサイトの各貸別荘料金表による）
 - (4) その他当貸別荘が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当貸別荘はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第 3 条（宿泊契約の成立等）

1. 宿泊契約は、当貸別荘が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当貸別荘が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊料金を当貸別荘が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 第 2 項の宿泊料金を同項の規定により当貸別荘が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当貸別荘がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第 4 条（宿泊契約締結の拒否）

1. 当貸別荘は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により貸別荘の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、次の①～⑧に該当すると認められるとき。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。
- ② 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
- ③ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。
- ④ 宿泊しようとする者が、でい酔し、又は言動が著しく異常で他の宿泊者に迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- ⑤ 宿泊しようとする者が、身体又は衣服等が著しく不潔であるために、他の宿泊者に迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- ⑥ 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- ⑦ 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- ⑧ 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

第 5 条（宿泊客の契約解除権）

1. 宿泊客は、当貸別荘に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当貸別荘は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第 3 条第 2 項の規定により当貸別荘が宿泊料金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、当ウェブサイトの各貸別荘キャンセル料により、キャンセル料を申し受けます。
3. 当貸別荘は、宿泊客が連絡しないで宿泊日当日の午後 8 時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第 6 条（当貸別荘の契約解除権）

1. 当貸別荘は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次の①～③に該当すると認められるとき。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。
 - ② 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

- ③ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。
- (3) 宿泊客が、でい酔し、又は言動が著しく異常で他の宿泊者に迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊客が、身体又は衣服等が著しく不潔であるために、他の宿泊者に迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
 - (5) 宿泊客が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (6) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (8) 室内、寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当貸別荘が定める利用規約の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。

第 7 条（宿泊の登録）

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当貸別荘の受付において、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名・年令・性別・住所及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍・旅券番号、旅券の呈示及びコピー
 - (3) その他当貸別荘が必要と認める事項

第 8 条（貸別荘の使用時間）

1. 宿泊客が当貸別荘を使用できる時間は、午後 3 時から翌日午前 11 時までとします。
ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

第 9 条（利用規則の遵守）

1. 宿泊客は、当貸別荘内においては、当貸別荘が定めた利用規約に従っていただきます。

第 10 条（料金の支払い）

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、当ウェブサイトの各貸別荘料金表に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、当貸別荘が指定した日までに銀行振り込みにてお支払いいただきます。但し、当貸別荘が認めた場合には、通貨又は当貸別荘が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発又は、当貸別荘が請求したとき、管理事務所において行っていただきます。
3. 当貸別荘が宿泊客に貸別荘を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 11 条（当貸別荘の責任）

1. 当貸別荘は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当貸別荘の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当貸別荘は、万一の火災等に対処するため、賠償責任保険に加入しております。

第 12 条（契約した貸別荘の提供ができないときの取扱い）

1. 当貸別荘は、宿泊客に契約した貸別荘を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の貸別荘をあっ旋するものとします。
2. 当貸別荘は、前項の規定にもかかわらず他の貸別荘のあっ旋ができないときは、違約金相当額の賠償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、貸別荘が提供できないことについて、当貸別荘の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 13 条（宿泊客の手荷物または携帯品の保管）

1. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当貸別荘に置き忘れていた場合において、その所有者が判明したときは、当貸別荘は、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後処分いたします。また、飲食物や使い捨ての道具につきましては、当日処分いたします。

第 14 条（駐車場の責任）

1. 宿泊客が当貸別荘の駐車場をご利用になる場合、当貸別荘は場所をお貸しするものであって車両の管理責任まで負うものではありません。

第 15 条（宿泊客の責任）

1. 宿泊客の故意又は過失により当貸別荘が損害を被ったときは、当該宿泊客は当貸別荘に対しその損害を賠償していただきます。

第 16 条（同伴ペット《犬限定》）

1. ペットは、法令に基づく予防注射を受けていること、及び病気に罹患していないことを同伴条件とします。
2. 当貸別荘利用時のペットの事故、病気、迷子等の責任、及びその他ペットの管理責任はすべて宿泊客が負うこととします。
3. ペットのみ別荘においての外出を禁止いたします。

株式会社 TMPLAN

貸別荘 月と太陽

最終改定日 令和 6 年 2 月 12 日

利用規約

当貸別荘をご利用いただくお客様に安全かつ快適に過ごしていただくため、宿泊約款第 9 条に基づき、次の通り利用規約を定めておりますのでお守りいただけますようお願いいたします。

この規約をお守りいただけない場合は、宿泊契約を解除させていただく場合がございます。

別荘のご利用形態について

1. 定員より多い場合はご利用できません。（ご利用人数に添い寝の乳児は含まれません）
2. ご予約いただいた人数以上のご利用は固くお断りいたします。
3. 人数超過でのご利用が判明し次第、即時退去もしくは違約金（ご利用料金の 2 倍）をお支払いいただきます。
4. 複数の別荘に宿泊する場合に、定員を超えて一つの別荘に集まるのは安全面・設備面からおやめ下さい。

規則事項

1. 未成年者のみのご利用は親権者の同意書が必要です。
2. 火気（ガス・たばこ・マッチ・ライター等）のご利用は、特にご注意ください。
3. 備え付けの設備以外の火気のご使用（たき火・花火・お香等）は禁止です。
4. 建物内でのお香を焚くなど、翌日まで匂いの残ることは禁止です。
5. 建物内は禁煙です。
屋外の定められた場所では喫煙可能ですが大きな声での会話等、近隣に迷惑を及ぼすような行為はおやめ下さい。
喫煙による匂いや跡が認められた場合、ハウスクリーニング代や寝具、備品の買い替え費用を負担していただく場合があります。
6. 次のような物は持ち込まないで下さい。
 - (1) 鳥類や爬虫類を含む動物（同伴許可の犬・猫はこの限りではありません）
 - (2) 著しく悪臭（腐敗物・不潔物等）を発するもの。
 - (3) 著しく多量な物品類。
 - (4) 火薬や揮発油など、発火あるいは引火しやすいもの。
 - (5) 適法に所持を許可されていない銃砲、刀剣類。
7. 賭博および風紀を乱すような行為はおやめ下さい。
8. 近隣住民を含む他人に嫌悪感を与えたり、迷惑を及ぼすような行為（大きな声での会話、カラオケ、楽器演奏等の喧騒な行為）はおやめ下さい。また、屋外での BBQ は原則 20 時までとします。

9. 貸別荘にて大声を出すなど近隣に迷惑行為があった場合、近隣の居住者から警察に通報される場合がありますが、その場合は法的にすべて貸別荘利用者が責任を負うことになります。
10. 別荘管理者の許可なく、営業行為（展示会・その他）等、ご宿泊以外の目的でのご利用はおやめ下さい。
11. 保養を目的とした貸別荘としてご利用下さい。（パーティやセミナー等の目的ではご利用いただけません。）また、ご利用は決められた定員を守る事とし、みだりに訪問客を引き入れたり、訪問客に建物内の諸設備・諸物品を利用させないで下さい。
12. 諸設備・諸物品について
 - (1) 本来の目的以外の用途にはご使用にならないで下さい。
 - (2) 別荘から外へ持ち出さないで下さい。
 - (3) 造作、加工などをなさないで下さい。
 - (4) お使いいただいた後は、必ず元の状態で元の場所へお戻し下さい。
13. 草木類の伐採・採取等はおやめ下さい。
14. サルやイノシシなどの野生動物に餌を与えないで下さい。また、野生動物が侵入しないよう、外出時には窓を閉めてお出かけ下さい。
15. 自然豊かな立地の為、別荘および別荘内に虫が侵入・発生する事がございます。予めご了承ください。
16. 別荘および別荘内の諸設備・諸物品を破損・汚損した場合は、復旧にかかる料金を全額ご負担いただきますが、保険によりまかなえる場合がございますので必ずご申告下さい。
17. お客様のご退出後、諸設備・諸物品に盗難が認められ、それがお客様の責任によるものと認められる場合には、損害料金を全額ご負担いただきます。
18. お客様のご退出後、電気・ガス・水道・灯油等に異常消費が認められた場合は、実費を全額ご負担いただく場合がございます。
19. 軽い病気やケガのための配置薬の用意が管理事務所にありますが、服用薬については禁忌相互作用・副作用等の使用上の注意に関する問題点から、常用薬を必ずご持参下さい。
20. 天災等、またはお客様ご自身の上注意により引き起こした全ての事故、本規約に従わない為に起こった事故に関し、弊社、別荘オーナーは一切の責任を負いません。
21. 停電、断水、ガス／灯油切れの為に起こった損害に関し、弊社、別荘オーナーは一切の責任を負いません。

22. お客様の車両の盗難・事故・破損・汚損等につきまして、弊社、別荘オーナーは一切の責任を負いません。
23. 外出される際には必ず貴重品を身につけてお出掛け下さい。お客様が持ち込まれた貴重品・物品等の盗難につきまして、弊社、別荘オーナーは一切の責任を負いません。
24. ペット可の別荘について
 - (1) 同伴のペットは室内犬のみ。小型犬・中型犬・大型犬は問いません。
 - (2) ペットは、法令に基づく予防接種を受けていること、及び病気に罹患していないことを同伴条件とします。
 - (3) 当貸別荘利用時のペットの事故、病気、迷子等の責任、及びその他ペットの管理責任はすべてお客様が負うこととします。
 - (4) 指定場所以外には絶対にペットを入室させないで下さい。
 - (5) 建物内にペットの糞尿やそのにおい等が認められた場合には、ハウスクリーニング代や寝具・備品類の買い替え費用、次にご利用になったお客様が損害にあわれた場合の賠償費用など、損害料金を全額ご負担いただきます。
 - (6) 別荘の破損・汚損を防ぐ為にも、あらかじめペットの爪のお手入れをお願いします。
25. 利用予約をお申し込みいただいた後、指定の銀行口座への入金を確認された時点でご予約確定となります。
26. ご予約の解除料（キャンセル料）は以下の通りです。お振込後のご予約解除（キャンセル）は、以下%に従い、振込手数料を除いた額を返金いたします。ご宿泊日 8 日前までにご連絡いただければ解除料（キャンセル料）はかかりません。
 - ・ 7 日前～2 日前までのキャンセルご利用料金の 30%
 - ・ 前日のキャンセルご利用料金の 40%
 - ・ 当日のキャンセルご利用料金の 80%
 - ・ ご連絡なしの不泊ご利用料金の 100%※旅行会社からのご予約をされた場合は、旅行会社に直接お問い合わせ下さい。
27. チェックイン時間は午後 3 時からです。事前にご連絡頂いた時間にご到着できない場合は、必ずご連絡下さい。午後 6 時までにご連絡頂けない場合は、ご予約解除（キャンセル）とさせていただきます場合がございます。ただし、弊社が時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には超過 1 時間につき 1 棟 3,000 円の追加料金を申し受けます
28. チェックアウト時間は午前 11 時までです。弊社の了解なしにチェックアウト時間を超えて滞在することはできません。守らなかった場合、10,000 円の罰金をお支払いいた

だきます。ただし、弊社が時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には超過 1 時間につき 1 棟 3,000 円の追加料金を申し受けます

29. チェックアウト時間を過ぎると、弊社スタッフが清掃のため入室する場合がございます。
30. 弊社スタッフが管理等のために巡回する場合がございます。
31. 別荘地内は貸別荘宿泊者以外に別荘オーナー様もご利用されております。ご利用中の別荘及びデッキを含む当該別荘地敷地外の物を対象とする撮影はご遠慮下さい。尚、ご利用中の別荘以外の建物を含まない景色等は撮影の制限はございません。
32. SNS 等 (facebook, twitter, instagram, LINE, tiktok 等) につきましては、前項の規程を充分にご理解頂いた上で、投稿をお願いいたします。
33. ご利用に関する責任はチェックイン時点で発生し、チェックアウト時点で終了します。
34. 本規約に違反した場合、ご利用の継続をお断りする場合がございます。その場合、利用料金は返金いたしません。
35. 本規約に定められていない事項については、法令または慣例によるものとします。

利用の中断・拒否について

本規約に違反した場合、また下記事項に該当する場合ご利用の継続をお断りする場合がございます。

その場合、利用料金は返金いたしません。

1. 法令の規定、公の秩序もしくは善良風俗に反する行為、またはおそれがあると認められた場合。
2. 泥酔等により他の方・近隣に迷惑や危険を及ぼす恐れがある場合、または他の方・近隣に著しく迷惑を及ぼす言動が認められた場合。
3. 自然災害 (積雪・噴火等)・火災・停電・落雷・断水・交通遮断、そのほか危険があると認められる場合。
4. 施設・設備の故障、保守の必要上、そのほかやむを得ない事由により利用が不可能なときと認められる場合。
5. そのほか、不測の事態や当別荘管理者が利用の中断を必要と判断した場合。
6. 本規約に違反した場合。
7. 本規約に定められていない事項については、法令または慣例によるものとします。
8. この規約に定めがない事項、またはこの規約事項に解釈上疑義が生じた事項については、民法その他関係法規および慣行に従い、双方誠意を持って協議・解決するものとします。

保安上お守りいただきたい事項

1. ご滞在中、貸別荘から出られるときは施錠をご確認下さい。
2. 別荘にご滞在中や特に就寝のときにも施錠をご確認下さい。来訪者があったときは、不用意に開扉なさないで下さい。不審者と思われる場合は、直ちに管理事務所または警察へご連絡下さい。
3. ご来訪者と別荘内でのご面会はおやめ下さい。
4. 避難経路・消火器・非常灯・非常用備品等の確認を必ず行ってください。
5. 小さなお子様の単独行動にはご注意ください。

株式会社 TEMPLAN

貸別荘 月と太陽

最終改定日 令和 6 年 2 月 12 日